

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(平成 29 年 3 月 14 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款（平成 29 年 4 月 1 日）第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、役職の形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 会長については、1 月、50,000 円を支給する。

(2) その他、役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席、監事監査等への出席などの場合に費用を弁償する。

(費用弁償)

第 4 条 前条の規定に掲げるその他、役員等の費用弁償の額は次のとおりとする。

(1) 理事（会長を除く） 1 回 2,000 円

(2) 監事 1 回 2,000 円

(報酬等の支給方法)

第 5 条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の時期とする。

(1) 報酬等については、2 月分を翌月の 1 日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、翌日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費)

第 6 条 役員等の会議の旅費は、支給しない。ただし、会長が認めた研修等の旅費は本会事務局職員の支給額に準じて、会長がその都度支給する。

(公表)

第 7 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。